

わくわく!! 情報広場

休日・夜間納税相談

▼休日納税相談

とき 4月25日(日)午前8時30分～午後5時

ところ 納税課、保険年金課

▼夜間納税相談

とき 4月12日(月)午後5時15分～9時

ところ 納税課

毎月最終日曜日に

市役所の一部を開庁

各種証明書の交付や納税相談などを行うため、毎月最終日曜日(今月は25日)午前8時30分～午後5時、市役所の一部を開庁します。開庁窓口 市民課、保険年金課、税務課、納税課
※詳しくは、各担当課まで。

上下水道料金納入に 夜間窓口開庁

毎月1回、夜間(午後8時～)に上下水道料金を納入できるように第2浄水場(大字平野)を開庁しています。4月は26日(月)、27日

(火)です。

問合せ 水道管理課 ☎(48)0050・FAX(48)0120



ふるさと納税制度 のご寄附のお礼

「ふるさと納税制度」のご寄附については、市内外の多くの人からいただき、誠にありがとうございます。市では、ご寄附をいただいた人へ、感謝の気持ちを込めて、幸手特別栽培米「特選幸手のこしひかり(新米)」を贈呈させていただきます。
なお、この寄附については引き続き受け付けていますので、今後ともご協力をお願いします。
◎ご寄附をいただいた人(平成21年11月1日から22年2月28日)
秋谷行男様(北川辺町)
大木 薫様(東京都板橋区)
中里隆重様(東京都中野区)
渡邊圭介様(東京都品川区)



香澤 隆様(東京都板橋区)

恩田 亨様(東京都豊島区)

長 昌幸様(東京都練馬区)

野口好之様(神奈川県川崎市)

新井清成様(神奈川県藤沢市)

柏木伸一郎様(大阪府大阪市)

奥野喜章様(大阪府堺市)

山口善久様(兵庫県神戸市)

近藤智恵子様(市内)

近藤征明様(市内)

公表を希望されない人 68名様

▼寄附者総数 156名様

▼寄附金総額 312万8000円

※平成22年2月28日時点で入金
の確認ができていない人につい
て、順不同で掲載しています。

問合せ ○税額控除以外全般は
財政課 内線252・FAX(43)

3783 ○寄附金に対する
税額控除関係は税務課 内線

132・FAX(43)1125

土地・家屋価格等帳簿の縦覧

平成22年度の固定資産税は、平成22年1月1日を賦課期日とし、みなさんの所有する土地や家屋、償却資産の価格が基礎となつて決まります。市内に所在する土

地や家屋に対して課する固定資産税の納税者のみなさんは、土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧をすることができます。

▼縦覧できる人 固定資産税の納税者とその同居の親族、または納税管理人。それ以外の人

が縦覧する場合は、納税者発行の委任状が必要になります。

※縦覧の際には、本人確認をいたしますので、運転免許証などをご持参ください。

▼縦覧期間 4月1日(木)～5月31日(月)午前8時30分～午後5時15分(土曜、日曜、祝日は除く)

▼縦覧場所 税務課

問合せ 税務課 内線136・FAX(43)1125

子どもスマイルネット

県では、子ども(原則18歳未満)に関わる相談を受ける電話相談窓口「子どもスマイルネット」を開設しています。いじめ・体罰をはじめとする子どもの権利に係わる問題など、あらゆる相談に応じます。なお、子どもの権利侵害についての面接相談(予約制)も行っています。

受付時間 祝日・年末年始を除く

毎日午前10時30分～午後6時

問合せ 子どもスマイルネット

☎048(822)7007

くらしの110番

未公開株トラブル手口が巧妙化

～詐欺まがいの勧誘にご注意～

▼事例

▲A社から「近々上場するB社の株を買わないか。」と電話があったが断った。数日後にC社、D社から立て続けに「B社の株を持っていないか。持っていれば買い取る。B社は将来性のある会社だから今後値が上がるかもしれない。」という電話があった。その後

またA社から勧誘電話があり、250万円分を購入した。B社が上場した様子は、ないが、大丈夫か。

◆アドバイス

上場していない未公開株の販売などを行うことができるのはその未公開株の発行会社か登録を受けた証券会社に限られますので、そのほかの人からの勧誘については十分にご注意ください。

また未公開株の多くは譲渡制限があり、取得しても名義書換ができず株主として認められません。

上場後の初値が購入した価格より高ければ利益が出ますが、「何年も待っているが上場されない」、「上場さ

市役所の代表電話は☎43-1111です

(開庁時間は午前8時30分～午後5時15分です)

えせ同和行為を排除しましょう

▼えせ同和行為とは

「えせ同和行為」とは、企業や行政機関などに対して、同和問題の解決に努力しているように装い、「高額な図書購入強要」や「寄付金・賛助金の強要」などの不法、不当な行為や要求をすることをいいます。

えせ同和行為の横行は、その不当な行為により、企業や行政機関のみならず、国民の間に、同和問題に対する誤った意識を植えつけ、新たな差別意識を生む大きな要因となっています。これは、同和問題解決のために多くの人が積み重ねてきた教育と啓発活動の効果を一挙に覆す許されない行為です。

▼同和問題とは

同和問題とは、日本の歴史の中で生み出された差別がいまだに残り、「同和地区に住んでいる」という理由で、結婚、就職などの面接で差別を受け、憲法が保障する基本的人権が侵害されるという、日本固有の重大な人権問題です。

▼えせ同和行為は断固拒否しましょう

(15) えせ同和行為者が、激しい言葉で要求してきても、不当な要求は断固として拒否をし、終始毅然とした態度で対応し、決して

妥協しないことが大切です。

その場しのぎの安易な妥協は相手に期待を抱かせることになり、同和問題の解決を遅らせることとなります。

本市を含む県東部で構成する埼玉県市町では、さまざまな人権問題の解決に向け連携して人権教育・啓発活動を実施しています。その一環として、年度初めの4月を「埼玉県えせ同和行為対策強化月間」と定め、同和問題の解決の妨げとなつて「えせ同和行為の排除」を呼びかけています。

問合せ 人権推進課 内線162

国保税の軽減と簡易申告

法令で定める一定の所得以下の世帯には、国民健康保険(国保税)の軽減制度があります。軽減制度は、世帯主(国保に加入していない世帯主も含む)と国保加入者全員の所得状況によつて判定するため、16歳(4月1日現在)以上の国保加入者全員の所得の申告が必要となります。世帯主などが確定申告や住民税の申告をしていても、16歳以上の加入者に未申告の人(扶養控除になつていない人も含む)がいると、軽減判定が適用できませんので、つぎの期間内に国保税軽減判定のための申告を行ってください。

昨年度、軽減の該当となつた

世帯には簡易申告書を郵送します。

申告期間 4月15日(木)～5月17日(月)

申告場所 保険年金課

軽減のめやす(一例)

加入人数 (世帯主含む)	世帯の総所得額
1人世帯	33万円以下
2人世帯	57万5千円以下
3人世帯	82万円以下

問合せ 保険年金課 内線144

合併処理浄化槽できれいな

河川を守りましょう

【合併処理浄化槽設置費の一部を補助】

市では、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する場合、設置費の一部を補助します。

補助対象者 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽(10人槽以下)へ転換する人

※建築確認を必要とする新築、増築および改築は対象となりません。

補助対象地域 公共下水道の計画区域および農業集落排水事業の採択地区を除く市内全域

補助額 5人槽/23万7000円、7人槽/26万7000円、

10人槽/33万円

※単独処理浄化槽を処分(撤去、最終処理など)する場合、補助額に6万円を加算した額

申請方法 設置工事の着手前に所定の申請書(環境課で配布)を環境課へ提出

※補助件数には限りがあります。※そのほかの条件により補助の対象とならない場合があります。

【浄化槽の維持管理】

浄化槽がその機能を十分に発揮するためには、適正な維持管理が必要です。維持管理には、清掃・保守点検・法定検査の3つがあり、それぞれ決められた時期に決められた回数行うことが必要です。きれいな水環境を守るため、一人ひとりが適正な維持管理を心がけましょう。

問合せ 環境課☎(48)0331・FAX(48)2226

上下水道料金の徴収委託

市では、平成20年4月1日から平成23年3月31日までの3年間について、上下水道の検針および料金の徴収事務を、㈱日本ウォーターテックスに委託しています。ご不明な点などがございましたら、お問い合わせください。

問合せ 水道管理課☎(48)0050・FAX(48)0120または

下水道課☎(47)3340・FAX(48)0120

れないまま、業者と連絡がとれなくなつた」という相談が少なくありません。

特に最近の勧誘は、事例のように一度断つても投資顧問会社を名乗るものが電話をかけてきて購買意欲をおおるなど、手口が巧妙で悪質な例が増えていきます。

○勧誘業者や未公開株の発行会社実在するか確認し、少しでも不安があればはつきり断りましょう。

○未公開株は上場されなければ換金する方法がほとんどないため、本当に上場する見込みがあるか調べる必要があります。

○未公開株は上場されても株価の初値が購入金額より必ず高くなるとはかぎりません。「近々上場、値上がり確実」という勧誘業者の説明をうのみにするのは大変危険です。

※不安に思うことや消費生活のご相談は、消費生活相談☎(43)1111内線192(毎週月曜・金曜日および第1水曜日から午前10時～午後3時30分)または消費生活支援センター春日部☎048(734)0999・FAX048(739)1152へ。

■2月の救急と火災/救急車出動件数188件(急病124件、交通事故21件、その他43件)

火災発生状況1件

火災と救急は119番(火災発生時の問い合わせは、☎(43)6966(西分署))